

## 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

特 19

学 校 名	福岡県立川崎特別支援学校
課程又は教育部門	知的障がい

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

#### (1) 本校の基本姿勢

「福岡県いじめ問題総合対策」（平成29年4月改訂）及び「福岡県いじめ防止基本方針」（平成30年2月改訂）、生徒指導提要（令和4年12月改訂）を踏まえ、本校におけるいじめ防止に関する基本姿勢を以下の3点とする。

- ア 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと。
- イ 「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと。
- ウ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと。

#### (2) いじめ防止のための全体目標及び重点目標

##### ア 全体目標

児童生徒が、安全で安心して、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりをする。

##### イ 重点目標

- いじめを生まない支持的風土のある学校及び学級経営を行う。
- 児童生徒、教職員の人権感覚を高める。
- 児童生徒同士、児童生徒と教職員をはじめとする校内における良好な人間関係を築く。
- いじめの未然防止と早期発見に努め、いじめに対して適切な指導を行い、解決へと導く。
- いじめ問題について、保護者・地域及び関係機関との連携を深める。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめ問題において、「いじめをしない、許さない、見逃さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どこの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。児

児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

本校における「いじめの未然防止のための取組」について以下に示し、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

(1) いじめの未然防止のための取組

- ア いじめの定義（法におけるいじめの定義）について理解する。
- イ 児童生徒の実態や学級での様子を把握し、友達関係など日頃の様子を知る。
- ウ 一人ひとりの命の大切さや人権の大切さを学ぶ機会をもうける。
- エ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをする。
- オ 保護者や地域、関係機関との連携を図る。

(2) いじめの未然防止のための具体的取組

- ア 福岡県いじめ防止基本方針について職員研修を開催し、いじめ防止に関する共通理解を図る。
- イ 児童生徒実態報告会を実施し、教職員の共通理解を図り、児童生徒の行動観察を行う。
- ウ 児童生徒会から「いじめ防止啓発ポスター」の作成等を発信し、取組を行う。
- エ 児童生徒及び保護者への学校生活アンケートの実施。
- オ 学校行事等での仲間づくり……年8回（いじめ防止等の年間指導計画参照）。
- カ 各学期における保護者懇談会や保護者会での聴き取り及び連絡帳等による家庭との情報交換。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期の発見のために、日頃から児童生徒の言動に配慮し、教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員など大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、本校の特色から、地域での暮らしの中でいじめや人権に係る様々な問題に巻き込まれる可能性が高いと考えられるので、保護者や地域関係者とも連携を密にし、情報収集に努めることが大切である。さらに、児童生徒に関わる情報をすべての教職員間で共有することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 児童生徒の行動観察
- イ 連絡帳等による家庭との情報交換
- ウ 児童生徒の実態把握調査
  - 保護者及び児童生徒への学校生活アンケート調査  
保護者は、年3回（6月、11月、2月）、児童生徒は、毎月（8月除く）
  - 保護者との懇談（家庭訪問及び授業参観、個人懇談会）での聞き取り調査  
年8回（4月、5月、7月、9月、10月、12月、1月、3月）
  - なんでも相談箱の設置……保健室前に常設
- エ 関係機関からの情報収集

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

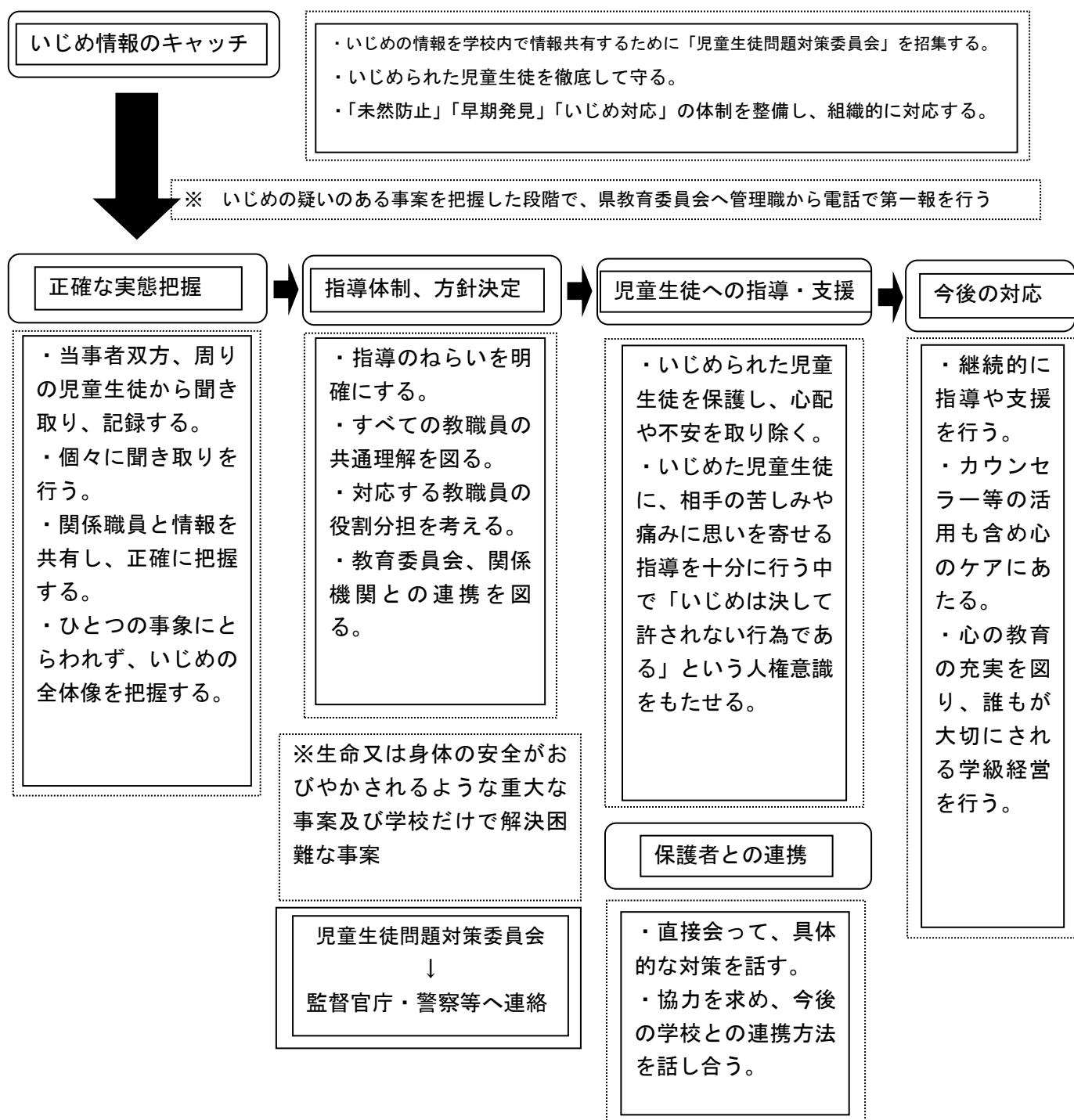
(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生

している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめられていることを表出できない児童生徒もいるので、いじめの兆候を発見した時（ネット上のいじめを含む）は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。特に、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学部及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

## （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに学部主事・グループ主任、生徒指導主事と連携を取り、管理職に報告し、児童生徒問題対策委員会を開催し、県教育委員会へ管理職から電話及びFAXで第一報を行う。



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

【いじめられた児童生徒に対して】

ア 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

イ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ 必ず解決へ導くことを伝え、希望がもてるようとする。

エ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【いじめられた児童生徒の保護者に対して】

ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し事実関係を直接伝える。

イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

エ 繼続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

オ 家庭で児童生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

【いじめた児童生徒に対して】

ア どうしていじめるような行動をとったのか、その原因について十分に聴き取り、生徒の背景にも目を向け指導する。

イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【いじめた児童生徒の保護者に対して】

ウ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする教師の思いを伝える。

エ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

オ 児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 当事者だけの問題にとどまらず、学級、学部・グループ及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許さない」とした姿勢を学級・学部・学校全体に示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定する行為であることを理解させる。

エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

オ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア 児童生徒の情報機器（パソコンやタブレット、携帯電話・スマートフォン等）の利用状況を把握する。

イ 児童生徒の情報機器（パソコンやタブレット、携帯電話・スマートフォン等）を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒を危機から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話等を持たせる必要性について検討するなど保護者と連携した取組を行う。

ウ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与える

ることを認識する。

エ 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

オ インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

#### (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめを「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。また、児童生徒問題対策委員会（いじめ防止対策推進委員会）にて審議し、校長が解消と判断する。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

①学校の教職員は、相当の期間が経過（少なくとも3か月を目安とする。）をするまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、児童生徒問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

③行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

①被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうか被害児童生徒本人及びその保護者に対して面談等により確認する。

②学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

③学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、組織的に対応し確実に実行する。

ただし、これらの上記の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合      •身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合      •精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」P32

#### (1) 重大事態の発生と調査

- ア 重大事態が生じた場合は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保した組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生した際は、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ウ 重大事態が発生した際は、県教育委員会に迅速に報告する。(県教育委員会から県知事に報告)
- エ 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に情報を提供する。

#### (2) 調査結果の提供及び報告(県知事への調査結果の報告を必ず記載すること)

- ア 重大事態が生じた場合は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保した組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生した際は、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ウ 重大事態が発生した際は、県教育委員会に迅速に報告する。(県教育委員会から県知事に報告)
- エ 調査結果を踏まえ、今後の同種の事態防止策(学校生活アンケート、児童生徒からの聴取、教育相談等)を示し、保護者の調査結果に対する所見を含めて県教育委員会に報告する。(県教育委員会から県知事に報告)

### 6 いじめの防止等の対策のための組織

#### (1) 組織の名称 いじめ防止対策推進委員会

#### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- オ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

#### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

※第28条に係る調査のための組織のその他関係者の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保すること。

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

## 7 学校評価

国の「学校評価ガイドライン（平成28年改訂）」を参考に、本校の児童生徒指導の具体的な目標と方策を以下のように設定して学校評価を適切に行い、その結果を以降の取り組みに活かす。

### （1）児童生徒指導の具体的な目標

- ア 学校の教職員全体として児童生徒指導に取り組む体制の整備。
- イ 児童生徒及び保護者に対して、アンケート調査の実施。（いじめの未然防止、早期発見）
- ウ 児童生徒自らが考え、「いじめをしない、許さない、見逃さない学級・学校づくり」の支持的風土を育成する学級作り。

### （2）児童生徒指導の具体的な方策

- ア いじめの「基本認識」「未然防止」「早期発見」やいじめに対する対処等、教職員の共通理解を図り、学校いじめ防止基本方針について職員研修を実施する。
- イ 児童生徒問題対策委員会を定期的に月1回開催し、児童生徒指導の情報を共有し、組織的対応を図る。また、必要に応じて、職朝や臨時の職員会議等で報告する。
- ウ 毎学期児童生徒には、教育相談習慣を設け、児童生徒及び保護者には学校生活アンケートを配布し、児童生徒の実態把握を行う。アンケート結果を保護者に報告し連携を図る。
- エ 人権教育や道徳教育とも連携を図り、児童生徒自らが考え「いじめをしない、許さない、見逃さない学級・学校づくり」の支持的風土を育成する授業作りを実践する。

**参考資料** 学校いじめ防止基本方針の作成にあたっては、以下の資料等を参考にすること。

- 1 「いじめ防止対策推進法」
- 2 「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 3 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 4 「生徒指導リーフ」（国立教育政策研究所）
- 5 「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」（平成 22 年 国立教育政策研究所）
- 6 「学校評価ガイドライン」（平成 28 年改訂 平成 28 年 3 月 22 日 文部科学省）
- 7 「福岡県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成 30 年 2 月 16 日 福岡県）
- 8 「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」（最終改訂 平成 30 年 福岡県教育委員会）
- 9 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」（令和 3 年 3 月 福岡県教育委員会）
- 10 「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月 文部科学省）

